

**令和元年度(2019年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン
取組み状況報告書**

**令和2年(2020年)9月
世田谷区**

目次

本書について	4
計画の体系	6
基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進	8
基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	10
基本目標 女性に対する暴力の根絶	12
基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築	14
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	16
まとめ	18
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見	19

本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(平成 29 年度(2017 年度)～令和 8 年度(2026 年度))(以下、「プラン」という。)は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(以下、「条例」という。)第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

〔行動計画(第 9 条)〕

世田谷区第二次男女共同参画プラン

- 基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進
- 基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進
- 基本目標 女性に対する暴力の根絶
- 基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築
- 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

〔行動計画(第 9 条)〕

世田谷区多文化共生プラン



プランの体系

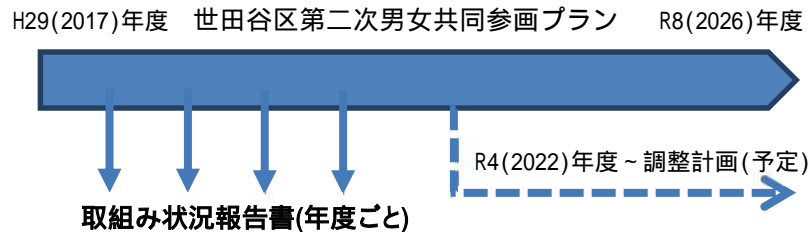
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」(p.6～7)をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いた上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き

労働施策総合推進法の改正(令和2年6月1日施行)

令和元年(2019年)5月29日に成立した改正労働施策総合推進法が施行され、職場におけるハラスメント対策が強化された。

このうちパワーハラスメントについては、事業主の責務が法律上明確化され、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となった。また、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いが法律上禁止された。

併せて男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法も改正・施行され、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化された。

パートナーシップ宣誓を全国56自治体の実施、人口カバー率が29%に(令和2年7月)

平成27年度(2015年度)に世田谷区と渋谷区が日本で初めて導入し、その後全国に広まる。令和2年(2020年)7月1日現在、計56自治体(うち東京都内8自治体)が実施している。

本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和元年度(2019年度)の取組み内容と評価を掲載しています。

なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和元年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和元年度に実施した取組み内容を掲載しています。

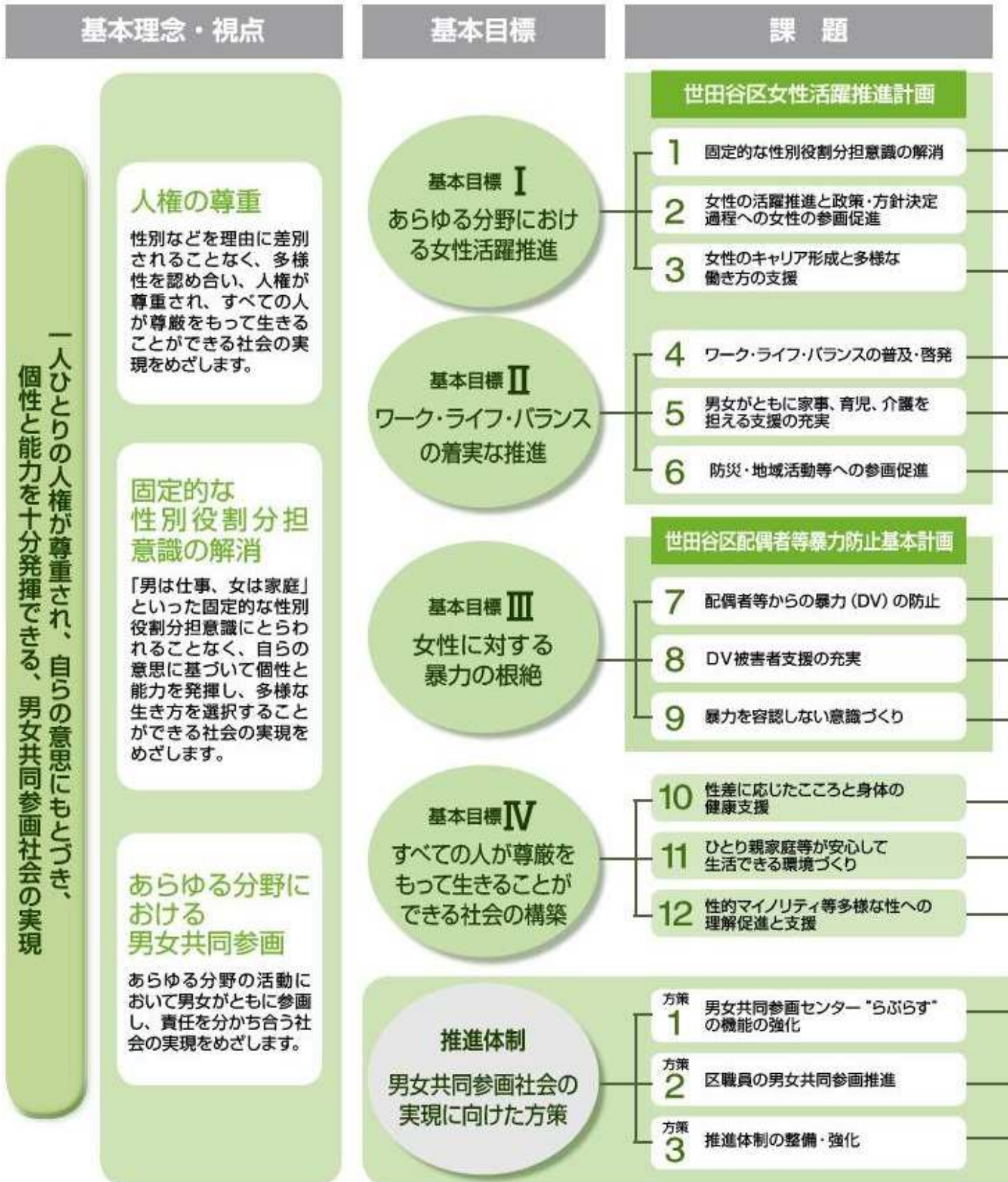
【実施内容の評価と今後の取組み】

令和元年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：平成30年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「平成30年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見を掲載しています。

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
④職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③多様な働き方の支援
④女性が少ない分野への女性の参画支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③男女の育児・介護休業の取得促進
④区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援と地域交流 ④介護者への支援
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援
③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備

①被害者支援の充実 ②被害者の中長期的支援（生活再建の支援） ③被害者の子どもへの支援
④支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑤高齢者、障害者の被害者への支援
⑥男性、性的マイノリティの被害者への支援

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進
③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③母子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援
④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②性的マイノリティへの理解の促進
③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進

①男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充
②区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携
③区民の主体的な活動拠点としての充実

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①国や都との連携強化 ②男女共同参画に関わるNPOの育成 ③NPO等との連携・協働の推進
④フォローアップ体制整備の検討

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	平成31年度 4月1日現在 33.3%	令和2年度 4月1日現在 33.8%	35%以上
2	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	平成30年度 4月1日現在 35.7%	平成31年度 4月1日現在 37.5%	37%
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和元年度 78.8%	(参考数値) 令和2年度 81.5%	85%

出典 No.1 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
 No.2 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
 No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
 前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.1 関連

国の審議会等における女性委員の割合 39.6% (令和元年9月30日現在)*1
 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 31.8% (平成31年4月1日現在)*2
 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) (平成31年4月1日現在)*2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
4	0	1	2	3	12	18	22

No.2 関連

国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 10.5% (令和元年7月現在)*3
 東京都の課長相当職以上の女性比率 16.8% (平成31年4月1日現在)*2
 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (平成31年4月1日現在)*2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
4	1	7	17	17	11	1	4

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和元年12月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和元年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」(令和元年11月)

【数値目標に対する評価と課題】

- 1 区の審議会等の女性割合はプラン策定時比 2.9 ポイント、前年度比 0.5 ポイント増となった。
 - ・女性委員が 0 人の審議会は 4 件(すべて前年と同一)で、うち 3 件は、前回調査以降に委員改選が行われたが、推薦母体や分野に女性が少なく、経歴などを重視して選定した結果女性委員が含まれなかった。今後も区内各課に向けて、女性委員の登用に向けた理解を求めながら取り組む必要がある。
- 2 庁内の管理監督の立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 3.3 ポイント、前年度比 1.8 ポイント増となった。(平成 31 年(2019 年)4 月現在、部・課長級 21.1%、係長級 40.6%)
 - ・特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性管理監督職割合の目標値を令和 2 年(2020 年)3 月までに 37%としており、今回目標を達成した。区職員全体における女性(2,846 人)の割合は 52.5%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も努力を重ねる必要がある。
- 3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合はプラン策定時比 8.2 ポイント、前年度比 2.7 ポイント増加した。
 - ・区民の意識は着実に変化している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

【基本目標における課題と令和元年度の実施内容】

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消(別冊 p.8)

SNS での発信を強化、区立中学校の出前講座は新型コロナウイルスの影響で全件中止

男女共同参画センター「らぶらす」が、メールマガジンの配信者や twitter の配信回数増など SNS での発信を強化し、その他の広報ツールも活用して男女共同参画に関する啓発を実施した。研修や講座を通じて性別役割分担意識の解消に努めたが、区立中学校における出前授業は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全件が中止となった。

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進(別冊 p.18)

区の審議会などの女性登用率向上に向け、各所管で今後の対応を検討

女性登用率が数値目標の 35%に達していない審議会等について、区内各所管で状況を確認し、今後の登用計画を具体的に検討し取り組んだ。

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援(別冊 p.24)

企業のテレワーク導入を支援、ワークスペース事業は 5 か所に

新たに企業の職場環境整備促進事業を実施し、テレワーク導入にかかる総合的支援を行い、その成果として企業向け情報誌を作成した。ワークスペースひろば型を新たに 2 か所開設し計 4 か所開設となった。保育施設と連携したワークスペース 1 か所とあわせて 5 か所となった。

【実施内容の評価と今後の取組み】

SNS の活用により、男女共同参画に関する情報発信を強化できた。コロナ禍での集合型の啓発事業は今後も開催が厳しい状況であるため、オンラインでの講座など、新たな形態での実施を検討していく。テレワークの推進をはじめとする働き方改革についての情報発信を強化することができた。事業者の理解促進に向け、「企業の職場環境整備促進事業」を今年度も継続する。

ワークスペース事業について、多様な就労形態等を可能とする環境整備を促進した。「子育てしながら働くことができるワークスペース」は検証実施を終了し、世田谷区産業振興公社による運営に移行する。「ワークスペースひろば型」はさらに 1 か所増設するとともに、利用者アンケートの実施等により、より利用者の視点に立った事業をめざす。

【参考：平成 30 年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・区の審議会等の女性の占める割合は、徐々に増加しているが、女性委員 0 名の審議会が 4 件あった。いずれも専門性を有する分野の委員であるが、女性の活躍も少なくない分野であり、区は、全庁で目標達成に向け努力するとともに、様々な機会を捉え男女共同参画の視点で女性の活躍推進を広めていく必要がある。(令和元年 8 月 22 日 男女共同参画推進部会)

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がとれた社会をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	-	令和2年度 調査予定	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.3%	令和元年度 24.4%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	平成31年度 4月1日現在 11.8%	令和2年度 4月1日現在 13.3%	20%

出典 No.4 プラン策定時実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.6 関連

全国の自治会長の女性比率 5.9%(平成31年4月1日現在)*1

東京都の自治会長の女性比率 11.4%(平成31年4月1日現在)*1

東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数)(平成31年4月1日現在)*2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	4	9	8	1	1	0
市町村	6	5	3	3	7	5	10
合計	6	9	12	11	8	6	10

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和元年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市町村女性参画状況見える化マップ」

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクション()の認知度については、5年に1度調査を実施しており、次回は令和2年度(2020年度)に調査予定である。

- 平成28年(2016年)4月に施行された「女性活躍推進法」への対応も見えず、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

ポジティブ・アクション：固定的な性別による役割分担意識に根ざすこれまでの制度や慣行が原因となって、雇用の場において男女労働者に事実上の格差が生じているとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組み。

- 5 「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は前年より3.2ポイント減少した。プラン策定時比では0.3ポイント増加している。
 - ・ 保育の多様なニーズへの対応や質の確保、育児に関するサービスの充実や切れ目のない支援に取り組んでいるが、仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 6 町会・自治会長における女性の割合はプラン策定時比4.7ポイント、前年度比1.5ポイント増加した。
 - ・ 地域における女性のリーダーが徐々に増加していることが今回の数値につながったと考えられる。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく必要がある。

【基本目標における課題と令和元年度の実施内容】

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（別冊 p.36）

啓発イベントの実施や情報発信により、区民・事業者に向けた啓発を継続

前年度に引き続き、区民向け啓発イベント、企業向け情報誌の作成、配布や地域のイベントにおける男女共同参画先進事業者表彰の取組み紹介などにより、区民及び事業者に向けた啓発・情報提供を行った。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（別冊 p.46）

待機児童ゼロを達成。保育の質の確保、切れ目のない支援に向けた取組みの強化・実施

令和2年(2020年)4月時点の待機児童数は0名(前年470名)となった。休日保育実施園、医療的ケア児の公立保育園での受入枠、ほっとステイ事業の実施施設等の増や、新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業などに取組んだ。両親学級・ぶれパバママ講座の休日開催などを継続した。

課題6 防災・地域活動等への参画促進（別冊 p.68）

多様な主体が地域活動へ参画し、防災の場面でリーダー的役割を果たす女性が活動を開始

地域における講座等は、新型コロナウイルスの感染拡大により中止したものがあつた。「せたがや女性防災コーディネーター養成研修」を38名が修了し、区内2か所にて講習会の講師を務めた。

【実施内容の評価と今後の取組み】

産業振興公社における社会保険・労働相談は、前年に引き続き女性の利用が7割を越え、ハラスメントに関する相談等にも対応した。ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、コロナ禍における啓発事業の再検討とともに、区民への情報提供、事業者への情報提供や支援を行い、区民・事業者の理解促進に向けて取り組む。

ファミリー・サポート・センター事業は、援助会員・利用会員ともに増加している。切れ目のない子育て支援の実施に向け、地域における支援人材の増に取り組む。

男性の家庭参画を促進するための事業を継続する。

女性防災コーディネーターの養成人数は、当初の予定(30人)を上回ることができた。今後は、避難所運営組織等において、多様性に配慮した女性の視点からの防災対策の推進を目的とした研修を実施していく。

【参考：平成30年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 着実な推進に向け、イベント・事業等の休日開催を増やしたことで、男性(父親)の参加が増加傾向となったとのことだが、それが、家族に関わる機会を増やし、ワーク・ライフ・バランスの推進にどう繋がったのか、具体例などで紹介していくことが重要である。
- ・ 町会・自治会長における女性の割合の増加率が少ない。会長の在任年数が比較的長く交代が少ない現状から、目標達成には年数がかかると理解する。しかし、実際の町会・自治会では、女性が活発に活動し、意見等も十分運営に反映されていると想定されるので、例えば、地域に向けて、会長の女性比率公表とあわせ、女性の町会活動での活躍を紹介するなど、働きかけを工夫する必要がある。

(令和元年8月22日 男女共同参画推進部会)

基本目標 女性に対する暴力の根絶

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和元年度 26.3%	(参考数値) 令和2年度 29.3%	60%
8	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和元年度 65.3%	(参考数値) 令和2年度 65.5%	80%
9	デートDV防止の出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	平成30年度 中学校：7校 高等学校：3校	令和元年度 中学校：0校 高等学校：2校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.7 関連

内閣府調査におけるDV防止法の認知度 21.6%

「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成30年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は前年度比3.0ポイント増加したが、プラン策定時比5.0ポイント減少した。

- ・ 子ども家庭支援センターに寄せられるDVについての相談は、延相談件数1,944件(前年度1,169件)、実ケース数512件(前年度389件)と増加しており、コロナ禍における家庭におけるDVや虐待についての相談も増加している。
- ・ 被害者を着実に支援につなげるとともに、DV防止法自体についての理解を深めるため、区民に向けた啓発の内容や手法等を検討する必要がある。

8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比14.5ポイント、前年度比0.2ポイント上昇した。

- ・ 「DVの被害者にも原因の一端がある」と考える人の割合は、プラン策定時比11.4ポイント低下している。
- ・ 暴力は理由のいかに抛らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

- 9 デートDV防止の出前講座は高校2校のみとなり、区立中学校7校での実施予定は新型コロナウイルスの感染拡大により中止となった。
- ・ デートDVについての啓発冊子は例年通り、区内の区立・私立・国立全中学校の3年生を対象に配布し、各校における活用を依頼した。
 - ・ コロナ禍により学校における出前講座は今年度も実施が困難であることが見込まれるが、若年層に向けた啓発は重要であり、今後も新たな手法を検討し、機会の拡充をめざす必要がある。

【基本目標における課題と令和元年度の実施内容】

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止(別冊p.82)

相談機会の拡充や相談事業の見直しを継続し、相談事業の質をさらに拡充

DV相談専用ダイヤルは、1年間で160件の相談を受けた。また、男女共同参画センターは平成31年4月に相談事業を改編し、「女性のための悩みごと・DV相談」の実施日・実施時間帯を拡大した。

課題8 DV被害者支援の充実(別冊p.90)

配偶者暴力相談支援センターの機能を運営

相談を受けた被害者に対する支援の実施と並行して、保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出、DV相談事実証明書の発行、DV相談支援専門員の雇用、区の相談員を対象とした事例検討会等を実施した。また、会議や研修を通じ、警察署や民間支援団体等、関係機関とのネットワークの強化に努めた。

課題9 暴力を容認しない意識づくり(別冊p.104)

啓発物の作成・配布を通じた啓発や、職員や教員を対象とした研修を実施

啓発物においては、同性間でのDV・デートDVも存在することや、女性から男性へのデートDVの例の紹介も実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

区の婦人相談員が対応したDV相談は、延相談件数で1,944件(前年度1,169件)、実ケース数で512件(前年度389件)と大きく増加した。新型コロナウイルスの感染拡大により、家族が家にいる時間が増えることから、相談件数の増加を見込み、令和2年5月より、「女性のための悩みごと・DV相談」の曜日および時間帯をさらに拡大したが、実際に相談件数が増加している。今後も相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施するとともに、相談拡充や、シェルター・ステップハウス、男性相談への対応等についての検討も今後進めていく。

配偶者暴力相談支援センターの機能を運営する中で、DV相談証明書の発行件数が大きく増加し、被害者が必要とする支援を迅速に提供することができた。今後も庁内各課や関係機関との連携を強化し、被害者支援に取り組む。

DVやデートDVの防止に向け、若者世代への啓発は重要である。新型コロナウイルスの感染拡大により、出前授業を含めて集合型の啓発事業は今後も開催が厳しい状況である。オンラインでの講座実施や、青少年交流センターや児童館等での啓発機会の創出を検討していく。

【参考：平成30年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 中学校・高校への「デートDV防止」出前講座実施数は、策定時の実績を維持したが、現状では、目標達成は難しい。近年、出前講座に「性的マイノリティ理解促進」のテーマを選択する学校が増加した影響とのことだが、この年代の「デートDV」の理解促進は重要で、「性的マイノリティ理解促進」等と合わせた講座にすると一層効果は大きい。学校と更に連携し、講座内容等を工夫しながら、確実に「デートDV防止」に向けた理解・啓発の機会を増やしていく必要がある。

(令和元年8月22日 男女共同参画推進部会)

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

また、障害のある女性は、障害に加えて固定的な性別役割分担意識やそれに関連する慣行、さらには暴力等により、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意が必要であり、男女共同参画社会の実現をめざすことが、「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」につながります。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	平成30年度 子宮がん 21.6% 乳がん 21.9%	令和元年度 子宮がん 20.5% 乳がん 20.7% 令和2年6月 時点の暫定値	現状以上
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	平成30年度 7回	平成31年度 6回	現状以上
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和元年度 73.2%	(参考数値) 令和2年度 74.9%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.11 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)
No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
全国	16.0%	17.2%
東京都	14.0%	16.8%
東京都区部	14.9%	17.5%

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成30年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん、乳がん検診の受診率は、いずれもプラン策定時より低下し、前年度実績も下回った。

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、年度末の受診が減少し受診率が低下したと推測される。
- ・ 検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

- 11 養育費相談会の実施回数は、6回であり、プラン策定時比3回減少した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止にともない相談会の回数が減少した、令和元年度は41名(前年度は56名)が利用し、各地域で実施している家庭相談へつなげたが、相談利用者自体も減少した。
 - ・今後も、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施していく必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比4.9ポイント、前年度比1.7ポイント増加した。
- ・区におけるパートナーシップ宣誓者が年間30組(制度開始からの累計120組)となるなど、性的マイノリティの方々に対する認知は進んでいる。
 - ・空き室情報の提供を行う「お部屋探しサポート」の利用対象者への追加や、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給において、受給権者死亡の場合に一定の要件を満たす同性パートナーによる申請を認める等、性的マイノリティへの配慮が進みつつある。今後も各所管が、すべての人が尊厳をもって生きられる社会の構築に向けての意識をもって取組みを進めることが求められる。

【基本目標における課題と令和元年度の実施内容】

課題10 性差に応じたところと体の健康支援(別冊p.114)

区民の疾病予防や健康づくりの推進に向けて、各種の対象者に向けた取組みを実施
保健師による電話・面接・訪問での相談に加え、他職種チームによる訪問支援事業の開始により困難事例への支援を強化した。また、妊婦健康診査の実施、妊娠期・乳幼児期の食事の相談、両親学級などを通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からの母子の支援や食育を推進した。

課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり(別冊p.134)

各種制度の周知を徹底するとともに、住民記録と連携して世帯状況を随時把握し、案内を実施
家庭相談やDV相談等の利用者含め、個別相談者、手当申請者等に対して、利用できる制度についてあわせて案内実施し、制度の利用拡大に努めた。

課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援(別冊p.142)

広報誌、HPなどによる周知啓発、各種研修や性的マイノリティ支援者の養成等を継続
セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座(基礎編・応用編)を実施した。
区職員を対象とした人権研修や教職員を対象にした人権教育推進に関わる研修を実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】

各支所健康づくり課で実施する思春期心の健康相談、こころの健康相談、依存症相談等は、前年並みの利用となった。保健センターで実施するがん相談は女性からの相談や、乳がんについての相談を含め、対面・電話とも利用者が増加し、令和2年4月1日から、電話相談を1時間拡大するとともに、がん情報コーナーでの一次相談を実施した。

ひとり親等家事援助ホームヘルパー、ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業、母子生活支援施設入居者などの利用実績などは、いずれも前年度よりも増加した。今後も、ひとり親家庭が利用できる事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。

区立中学校では、平成29年度に作成した性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開を実施した。今後、各校で新たな教材を活用した授業が行えるように啓発していく。

【参考：平成30年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・子宮がん・乳がん検診の受診率が、策定時より低下しているが、事業内容を大きく見直したことによるものであることから、単純に受診率だけで比較せず、受診者数、受診年代などを実数とともに評価・検証し、傾向などを把握した上で、確実な受診率向上に取り組むべきである。
- ・世田谷区パートナーシップの宣誓について、宣誓数は着実に増加しており、制度が浸透してきたと考えられる。区民に向けて、取組み状況の周知を積極的に実施するべきである。
- ・養育費相談会の実施回数を数値目標として設定しているが、あわせて、相談会への参加者数や、ひとり親世帯数や状況等も把握した上で、ひとり親にとって必要な施策を検討するべきである。

(令和元年8月22日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【令和元年度の実績と評価】(別冊 p.152)

男女共同参画の推進の拠点施設として、センターの基本機能である「相談」「講座」「情報収集・提供」の3事業を一体的に活用し、地域との協働・連携をめざして、各種事業を実施した。またメールマガジンの配信者や twitter の配信回数増、Facebook での発信を開始するなどして SNS での発信を強化した。

DV相談と女性のための悩みごと・DV相談を統合し、「女性のための悩みごと・DV相談」(電話相談及び面接相談)とし、開設時間を拡大した(令和2年5月にさらに拡大)。あわせて、受理会議や専門家を招いたスーパーバイズを行い、相談員の質の向上をめざした。

災害対策課の「女性防災コーディネーター養成講座」と連動して、地域公開型の講演会を実施したり、平和資料館と連携した映画「女を修理する男」の上映会の開催、インターンシップ等を通じた区内大学との連携等を進め、地域の取組みの支援や意識啓発の推進を図った。あわせて、NPO、グループ、団体等との連携・協働による男女共同参画講座を開催した。

令和2~4年度(2020~2022年度)の運営事業者について公募型プロポーザルを実施し、NPO法人NPO昭和が引き続き受託者となった(令和2年4月より社会福祉法人共生会SHOWAが事業承継)。今後も、世田谷区の男女共同参画の拠点として一層の充実を図るとともに、地域に開かれた多様な交流の進む施設づくりや、地域との良好な連携関係の構築、「地域にひらかれたらぶらす」づくりに取り組んでいく。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和元年度の実績と評価】(別冊 p.172)

「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を新たに策定し、ハラスメント苦情・相談担当に、課長級に加えて係長級を令和2年度から増員する。

区長部局のハラスメント苦情・相談窓口(課長級)に寄せられた苦情・相談は7件(前年度8件)となった。区立小・中学校内及び教育指導課に設置したセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口についても周知を図っている。また、職場のハラスメント防止研修の実施等により、ハラスメントの防止に取り組んだ。

特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性の管理監督職に占める女性割合の目標値を令和2年(2020年)3月までに37%としており、平成31年4月現在37.5%となり、目標を達成した。区外郭団体の理事の女性比率は、令和2年4月時点で27.0%(前年度24.7%)となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は23人(前年度18人)となった。

令和元年(2019年)7月1日より、新たな超過勤務ルールを本実施し、超過勤務時間の上限設定等を行った。

令和2年(2020年)4月1日より、所定の手続きを行った職員(会計年度任用職員を含む)は、同性パートナー(職員と性別が同一で婚姻関係と同様の事情にある者。同一の住所で同居を要件とする。)とその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるようにするなどの制度改正を行った。

これらの取組みにより、男女共同参画施策の総合的な推進に向け、区職員・区教職員の男女平等意識の向上や、男女共同参画の視点で各業務を推進するための環境づくりに努めた。引き続き、取組みを進めていく。

方策3 推進体制の整備・強化

【令和元年度の取組みと評価】(別冊 p.178)

区はパートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、平成31年4月に「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を改正し、6月よりカード型の宣誓書受領証の発行を開始した。

平成30年(2018年)4月1日に施行した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」において、「第二次男女共同参画プラン」を、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための行動計画として位置づけ、男女共同参画・多文化共生施策を推進する上で必要な事項を調査審議する区長の諮問機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」を、男女共同参画に関する事項その他の専門的な事項を調査審議するための機関として「男女共同参画推進部会」をそれぞれ設置した。

令和元年度は審議会を2回、男女共同参画推進部会を3回開催した。審議会は、「第二次男女共同参画プラン」に基づく計画事業等の進捗状況、男女共同参画センターらぶらすの事業内容、「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」実施にあたっての調査票の作成、報告書の取りまとめ等について区から報告を受け、意見を述べた。

上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情・相談機関として設置した「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」は、令和元年度に1件の苦情申し立てを受けた。苦情申し立ての内容は、「同性をパートナーとする区職員及び教職員に、異性の配偶者を有する職員に認められている休暇制度を認めていないこと」であり、苦情処理委員会は「同性をパートナーとする職員にも、異性の配偶者、パートナーを有する職員と同等な休暇を取得できるよう改善すべきである」旨、世田谷区長に答申した。

これらの取組みにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けて、取組みを進めるとともに、計画のPDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施した。「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」は、令和4年(2022年)3月策定予定の「第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての基礎資料として今後活用していく。

【参考：平成30年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・男女共同参画センターらぶらすの相談事業の見直しによる効果としては、相談事業を男女共同参画センターらぶらす運営事業に組み入れ一元的に委託することで、相談とらぶらす事業を有機的につなげられたことが大きいと考えられ、今後も男女共同参画推進の拠点として発展を望む。
- ・区は率先して男性職員の育児休業取得を推進すべきである。引き続き取得者の増加に努めるとともに、取得率や取組み状況を公表し、男女共同参画社会の実現に向け積極的に取り組むべきである。

(令和元年8月22日 男女共同参画推進部会)

まとめ

- ・「男女共同参画」や「DV」「性的マイノリティ」などの言葉の認知や意識は少しずつではあるが高まっている。
- ・性的マイノリティについての意識醸成は、例えば、住宅支援事業「お部屋探しサポート」の利用対象への同性カップル追加、国民健康保険では新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金支給において受給権者死亡の場合に一定の要件を満たす同性パートナーからの申請を認める等、着実に区の施策や事業に反映されてきている。
- ・一方、言葉の認知が広がった結果、様々な問題が顕在化している。DVにおいては、被害を受けている当事者が自ら状況を認識し相談することが増えたこと等から相談件数が増加しており、今後、一層の支援・対応の充実が必要である。
- ・個々の施策は充実してきているものの、数値目標については、実績値から目標達成が厳しいものもみられる。調整計画策定に向けては、より適切な指標や目標値を検討する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により、事業の中止や外出自粛による参加者減などの影響が出ている。各事業への影響を含め、新型コロナウイルスの感染拡大が男女共同参画に与える影響を注視するとともに、長期化の可能性も踏まえ、コロナ禍でも実施可能な事業手法を考案していく必要がある。
- ・コロナ禍において、働き方も変わってきている中、区がこれまでも働き方改革のひとつとして支援してきた区内事業所のテレワーク導入等を継続して支援していくことが重要である。また、「ワーク・ライフ・バランス」や「事業所の取組み」などについて、令和2年秋に実施を予定している「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」において、コロナ禍での状況を含め丁寧に調査結果を分析し、今後の施策の展開を考えるとともに事業者を誘導していく必要がある。

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和2年8月24日 部会開催)

【基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進】(p.8)

- ・庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、平成31年4月1日現在、37.5%と目標を達成したが、男女共同参画推進の基本にたち庁内職員の女性の割合(52.5%)と同程度をめざすべきである。

【基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(p.10)

- ・待機児童0の達成や病児保育の充実、新BOP学童クラブの時間延長などの施策が充実している一方で、数値目標5「仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」の数字は伸びていない。ともに優先していけるよう、良好な職場環境に向け、企業に対する働きかけ、啓発をもっと進める必要がある。
- ・コロナ禍において、女性は男性に比べてテレワークの利用が少ないのは、そもそもテレワークになじまない仕事に就いている女性が多い現実があるのかもしれない。結果として女性のほうが職場で感染の危機にさらされているのではないかと。雇用の悪化、貧困化、女性の家事労働の増大と仕事への影響など新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす男女共同参画への影響が気になる。

【基本目標 女性に対する暴力の根絶】(p.12)

- ・数値目標7「DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は実績値が低く、伸び率も低い。計画策定当時、積極的に達成をめざしたい目標として60%に設定したが、計画年度内の目標達成は厳しいと思われる。
- ・ここでは、法律名の認知より「接近禁止を知っているか」など法律の内容の認知度や理解度を目標値にするほうが意義がある。調整計画の策定に向けて、数値目標の見直しを検討すべきである。
- ・デートDV防止の出前講座の実施校数が少なく啓発がいきわたらない。時期や講座内容を学校側のニーズにあわせ確実に実施するとともに、多くの若者に啓発するための手法の検討も必要である。

【基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築】(p.14)

- ・がん検診の受診率やひとり親家庭の養育相談の利用率が低下した原因について、新型コロナウイルス感染拡大によるイベント中止や外出自粛が影響していると考えられる。新型コロナウイルスの各事業への影響や区への対応について、今後さらに注意深く検証していく必要がある。

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(p.16)

- ・男女共同参画センター“らぶらす”について、男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画の展望を見据えながら、区民にとって必要な事業企画を検討すべきである。また、推進拠点としての存在と役割をPRする方法についてもさらに工夫してほしい。
- ・「方策2 区職員の男女共同参画推進」の中で、同性パートナーとその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるようにするなど制度改正が行われた。事実婚のカップルと同様に利用できることは評価できる。
- ・働き方改革が少しずつ進んできた中で、コロナ禍においては、官民ともにテレワークや時差出勤などを実践している。区は、区内最大規模の事業所として、今後も新しい生活様式を実践するために、時差出勤制度の拡充や在宅勤務制度の導入など、新たな働き方を率先して実施していくべきである。

令和元年度(2019年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書

令和2年(2020年)9月発行

世田谷区生活文化政策部

人権・男女共同参画担当課

〒156-0043

東京都世田谷区松原 6-3-5

電話 03-6304-3453

FAX 03-6304-3710
